

## 建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用に関する評価基準について(建築局)

### 1. 対象工事

令和5年4月1日以降に契約する、建築局の発注する全ての工事(工事成績評定のない工事は除く)

### 2. 評価基準

受注者が、①～⑤の評価対象項目を全て達成した場合、工事成績評定表の「5. 創意工夫」において1点加点する。なお、条件を満たさない場合であっても、工事成績の減点は行わない。

評価対象項目	判断基準
①事業者登録	元請のみ(下請の登録は求めない)
②CCUS活用の申し出	工事着手までに工事打合せ簿により提出
③技能者登録	1名以上
④現場登録(管理者ID(現場管理者)登録)	当該現場の登録
⑤現場へのカードリーダー設置	利用状況が確認できること(利用回数は問わない)

※事業者登録済み、技能者登録済みの場合も、基準を満たしているものとする

### 3. 実施状況の確認方法

受注者は、工事完成時にCCUS活用状況を確認できる資料を発注者に提出する。

評価対象項目	確認できる書類の例
事業者登録	就業履歴一覧(月別カレンダー)等
技能者登録	
管理者ID(現場管理者)登録	現場・契約情報等
カードリーダーの設置(利用状況)	就業履歴一覧(月別カレンダー)等

※既に事業者登録や技術者登録を終えている場合は、基準を満たしているものとする

### 4. その他

CCUSに係る費用(登録、機器設置費用、現場利用料等)の積み上げ計上は行わない

#### 【用語の定義】

下請 … 建設業法第2条第5項に規定する下請負人  
技能者 … 元請事業者及び下請事業者の現場従事者  
事業者登録 … CCUSに事業者を登録すること  
技能者登録 … CCUSに技能者を登録すること  
管理者ID(現場管理者)登録 … 元請事業者がCCUSに現場管理者を登録すること  
カードリーダー … CCUSに対応したICカードリーダー